

消費者トラブルを知る！クロスワード

1		2	3 C			4
		5			6	
7					8	
		9		10	E	
11 F	12			B		13
14			15			D
16 A						



答え

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---

ヒント：今年度、被害額が過去最悪になっている、金融機関等の公式な問合せを装った偽メールやサイトから個人情報やクレジットカード情報を盗み出す詐欺。

タテのカギ

- 一定期間なら契約を無条件で解除できる制度。訪問販売等で使える。
- 製品の欠陥等により起こる思わぬ損害
- タテ1の制度はこれには使えない。インターネットやカタログで売る〇〇〇〇販売。
- これを持ってきっぱり断ることが大切です。
- 物事の起きた由来や原因。
- 電話で捜査協力させるニセ〇〇〇〇詐欺。信用しないで。
- 月がきれい。こんな夜はスマホを置いて見上げてみよう。
- 相手や情報を信じ過ぎてしまうこと。判断ミスの原因になるため〇〇〇は禁物。
- 不安や危険を感じて避けること。しつこい勧誘を〇〇する。

ヨコのカギ

- 不正利用がないか毎月確認しよう、〇〇〇〇〇カードの利用明細。
- 買うこと。初回格安の商品は、定期〇〇〇〇〇の設定になっていませんか。
- ヨコ1の毎月の支払額を一定にする払い方。利息がかかることも。
- もうけや得になること。利〇〇。
- 設備等に不具合がないか調べること。無料でこれを行い、不要なリフォームを勧めるトラブルも。
- キャラクターやイベントの関連商品。限定〇〇〇。偽物販売に気を付けて。
- 宅配便を玄関に配達。〇〇配（ハイ）。
- 国民生活センター等の団体が出すお知らせの冊子。デジタル発行が増えました。
- 必要がなくなったもの。買取や回収の条件は相手としっかり確認しよう。

裏も見てね



消費者トラブルでよくある「ウマい話」、実際にはリスクや被害がひそんでいます。

ウマい話その1. 「絶対もうかる」「投資」「副業」話にご用心

【ウマい話】「誰でも簡単に稼げる副業！」「スマホで高リターンの投資！」

【その実は】実際には引き出せない利益をスマホ画面に表示させる「架空投資」に誘導されたり、
実際には稼げない高額な情報商材を購入させられたり。借金を勧められることも。

【対策】簡単にもうかる話はありません。チャットに誘導されたら疑いましょう。

若年者は副業、中高年者は投資被害の傾向があります。

ウマい話その2. 隠れた定期購入契約にご用心

【ウマい話】「初回無料」「初回〇%オフ」「すぐ効く」健康食品や化粧品のお試し購入

【その実は】お得に試せると思ったら、実は「定期購入契約」が成立していて、高額な違約金がかかる。
小さな文字で「〇回以上の継続購入が条件」と書かれている場合も。

【対策】お得さや効果を強調した広告に注意。定期購入が条件ではないか確認しましょう。

ウマい話その3. 霊感商法にご用心

【ウマい話】無料占いに登録したら「〇〇を使えば運気アップ！」と勧められる

【その実は】高額な商品を買わされたり、慈善団体を装ったカルト的団体に勧誘されたりすることも。

【対策】疑いの目を持ち、マインドコントロールされる前にきっぱり断りましょう。

占いとグッズよりも相談窓口に頼りましょう。

ウマい話その4. 悪質訪問業者にご用心

【ウマい話】屋根や床下の「ご自宅無料点検」、「不用品の無料査定」と親切を装った無料お試し提案

【その実は】修理の不安をあおって不必要的工事を契約させたり、買取を承諾するまで居座つたり。
一度契約すると何度も訪問してくることも。

【対策】いったん自宅に上げると断り切れない事態になりがちです。極力自宅に上げないようにして、

その場で契約せず身近な人や消費生活センターに相談しましょう。

また、断っても勧誘を続けるのは法律違反です。堂々と断りましょう。

👉 契約や買い物で困ったら消費者ホットライン、局番なし188までお電話ください。

最寄りの消費生活相談窓口につながります。